

プレジャーボートなどで

漁港を使用される皆さまへ

～申請書の受付期間が変わりました～

- 漁港管理条例施行規則の改正（平成19年3月1日施行）に伴い、プレジャーボート等の漁港使用許可の申請受付期間が変更となりました。
- これまでの申請期日（前月の15日まで）に加え、使用を開始したい日が月の後半（16日～末日）の場合は、前月の16日～末日にも申請を行えるようになります。

◆◇改正による申請期間・使用期間のイメージ比較◆◇

改正前	パターン	3月	4月	5月
	①	申請期間 (1日～15日)	許可事務期間	使用期間 (1日～末日の間から、任意の日まで)

↓

改正後	パターン	3月	4月	5月	
	①	申請期間 (1日～15日)	許可事務期間	使用期間 (1日～末日の間から、任意の日まで)	
	+ プラス				
②		申請期間 (16日～末日)	許可事務期間	使用期間 (16日～末日の間から、任意の日まで)	

パターン①～ 今までどおり(前月の15日まで)の申請期日で申請していただくことも出来ます。

パターン②～ 前月の16日から末日までに申請出来るのは、月の16日から末日までの間に使用を開始する場合です。

* 月の1日から15日までの間に使用を開始する場合は、今までどおり前月の15日までに申請してください。

- ◎ 詳しい内容は、漁港の所在する市役所・町村役場又は最寄りの支庁、若しくは下記の道庁漁港漁村課に備え付けのパンフレット「平成19年度漁港施設使用許可申請手続きのご案内」をご覧ください。
- ◎ 申請先は、使用を希望する漁港の所在する市役所・町村役場です。

ルールとマナーを守って楽しいボートライフを

- 1 漁港を使用したい時は、漁港が所在する市町村から使用許可を得て使用しましょう。
- 2 漁港は漁業者の仕事場です。迷惑になる行為や危険な航行などは止めましょう。
- 3 ゴミは責任を持って必ず持ち帰りましょう。
- 4 救命胴衣はあなたの生命を守ります。沖に出る時には必ず着用しましょう。



〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁港漁村課

電話番号 011-231-4111(内線28-321)

漁港漁村課のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/>